

◇ 屋外広告物許可申請書（第1号様式・別紙）記載上の注意事項 ◇

項目	注意事項
申請書	◎申請者 ・原則、広告内容と一致する広告主が申請者です。 (工作物としての広告物等の所有者でも可) ・【印】は代表者印を押印してください。 ・電話番号も必ず記入してください。
	1.表示又は設置の場所 住居表示の住所で記入してください。
	2.表示内容 具体的に表示されているものを記入してください。 例) すぎなみストア 他
	4.広告物の規模 複数の広告物を申請する等、欄内におさまらない場合は別紙で一覧を作成してください。
	5.表示期間 新規申請の場合、始期は最短で許可日からとなります。(通常、許可までは、申請手数料の納付確認から1週間～10日程度かかります。)
	6.屋外広告物管理者 【高さ4m又は表示面積が10m <sup>2</sup> を超える広告塔及び広告板／アーチ／装飾街路灯】は、管理者の設置が義務付けられていますので、記入してください。 なお、管理者は以下のいずれかに該当する方を設置し、資格を証する書面の写しを添付してください。 ① 建築士 ② 電気工事士、ネオン工事資格者（特殊電気工事資格者） ③ 第1種・第2種・第3種電気主任技術者 ④ 屋外広告士（講習会の受講のみは不可）
別紙（表）	1.広告物の種類 該当するものを○で囲んでください。
	2.用途地域等 該当するものを○で囲んでください。 なお、都市計画情報（用途地域・風致地区など）は以下から確認できます。 すぎナビ ( <a href="http://www2.wagmap.jp/suginami/top/">http://www2.wagmap.jp/suginami/top/</a> ) ⇒ 地図分類一覧『都市計画』 ⇒ 都市計画情報
	5.道路の沿道等 (2)高速道路 都市高速道路（首都高速道路）の道路境界線から50m以内もしくは中央自動車道の道路中心線から200m以内の場合は記入してください。また、図面上に高速道路の路面と高さを表示してください。
	6.表示又は設置の限度 建物の屋上を利用する広告物がある場合は記入してください。また、建物の立面図に高さを表示してください。ペントハウス（建築物の階段室や昇降機塔等、屋上構造物）がある場合は、その高さも表示してください。

裏面あり

項目		注意事項
別紙 (表)	7.一壁面における総表示面積の限度	壁面（塀・フェンス等も含む）を利用する広告物がある場合は記入してください。 複数の壁面があり記入できない場合は、別紙で一覧を作成してください。また、立面図に壁面面積の根拠となる寸法を表示してください。
	8.一建築物における総表示面積の限度	近隣商業地域及び商業地域内で、高さが 10mを超える建築物に広告を表示する場合は記入してください。また、建物の立面図に壁面の大きさを表示してください。
	9.工作物の確認	高さが4mを超える広告物がある場合は記入してください。新規申請の場合は、工作物の確認済証の写しを添付してください。
	10.道路占用の許可	広告物が道路上に突出する場合は記入してください。また、各道路管理者が発行する道路占用許可書の写しを添付してください。
	11.前回許可	継続申請の場合は記入してください。
	13.施工者	都内で広告物等の表示・設置に関する工事を行えるのは、屋外広告業に登録している法人又は個人です。
別紙 (裏)	14.条例第 6 条第 4 号及び第 5 号の規定により定められた地域	2019 年 12 月現在、杉並区内に該当する地域はありません。
	15.条例第 8 条第 4 号の規定に定められた地域	

◇様式は東京都都市整備局ホームページよりダウンロードできます。

**都市整備局トップページ》緑地・景観》良好な景観の形成》屋外広告物》屋外広告物関係書式**

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi\\_keikan/kekan\\_kese/koukoku/shosiki](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/kekan_kese/koukoku/shosiki)

◇申請書類作成にあたり、ご不明点等ございましたら担当までご連絡ください。

**杉並区役所 都市整備部土木管理課占用係 電話 03-3312-2111(内線 3402・3403)**